

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪府役所
 大阪市北区中之島1-3-20
 電話 06-6208-7444

目次

告示

○放置自動車の処理	3
○大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2010」入場料金の収納事務委託	3
○大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日	4
○神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業における換地処分通知の送付にかわる通知内容の公告	4
○大阪都市計画地区計画の決定の案の縦覧	5
○大阪都市計画用途地域の変更の案の縦覧	5
○大阪都市計画特別用途地区の変更の案の縦覧	7
○大阪都市計画特別用途地区の変更の案の縦覧	7
○大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案の縦覧	8
○大阪都市計画風致地区の変更の案の縦覧	9
○大阪都市計画臨港地区の変更の案の縦覧	9
○開発行為に関する工事の完了	10
○建築基準法に基づく一の敷地と見なすこと等による制限の緩和の認定の取消し	11
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	12
○長居陸上競技場ほか4施設の臨時開場及び供用時間の変更の承認	14
○靱テニスセンターの臨時開場及び供用時間の変更の承認	15
○大阪城弓道場の臨時開場の承認	15
○大阪府中央体育館の供用時間の変更の承認	16
○大阪府立東淀川体育館の臨時開場の承認	16
○大阪府立北スポーツセンターの臨時開場の承認	17
○大阪府立生野スポーツセンターの臨時開場の承認	17
○大阪府立旭スポーツセンターの臨時開場の承認	18
○大阪府立城東スポーツセンターの臨時開場の承認	18
○大阪府立住之江スポーツセンターの臨時開場の承認	19
○大阪府立東住吉スポーツセンターの臨時開場の承認	19
○大阪府立住吉スポーツセンター及び大阪府立住吉屋内プールの臨時休場の承認	19
○大阪府立修道館の供用時間の変更の承認	20
○大阪府立扇町プール及び大阪府立下福島プールの供用時間の変更の承認	20

○大阪市立中央屋内プールの供用時間の変更の承認	21
○大阪市立浪速屋内プールの臨時開場及び供用時間の変更の承認	21
○大阪市立東淀川屋内プールの臨時休場及び供用時間の変更の承認	22
○大阪市立城東屋内プールの臨時開場の承認	23
○大阪市立大阪プールの供用時間の変更の承認	23
○長居植物園の供用時間の変更の承認	24
○大阪市環境影響評価条例に基づく環境影響評価書及び事後調査計画書の提出	24
○大阪市環境影響評価条例に基づく環境影響評価書及び事後調査計画書の提出	26
○手数料の収納事務委託（粗大ごみ処理）	27
○通行する車両の総重量の最高限度が最大25トンである道路の指定	28
○放置自動車の処理	28
○道路法違反物件の除却	28
○河川法違反物件の除却	29
○舞洲運動広場ほか2施設の休業日の変更及び臨時休業の承認	30
○大阪市港湾環境整備負担金条例に基づく負担対象工事の指定	30
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定	32
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消し	32
○消防法に基づく違反の是正措置命令	32
○消防法に基づく違反の是正措置命令	33
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消し	33
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定	34
○指定給水装置工事事業者の指定	34
○大阪市立中央図書館の臨時休館	35
○大阪市立美術館の臨時開館	35
公 告	
○一般競争入札の執行（ガラス屑の売払い）	35
○一般競争入札の執行（金属屑の売払い）	37
○一般競争入札の執行（舞洲工場回収金属及び大正工場破碎施設回収金属の売払い）	39
○条件付一般競争入札の執行（土地の一時使用賃貸借）	42
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	43
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）	46

正 誤

告 示

大阪市告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年2月12日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成22年2月26日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (外国車 黒色)	西成区花園北1丁目2番先

(建設局管理部路上違反物件担当)

(平22. 2. 12揭示済)

大阪市告示第147号の2

大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2010」入場料金の収納事務については、次の者に委託した。

平成22年2月15日

大阪市長 平松 邦夫

1 委託先

東京都千代田区三番町5番地19

ぴあ株式会社 上級執行役員

ライブ・エンタテイメント本部

本部長 木本 敬巳

東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社 ローソンエンターメディア

ライブ・エンタテイメント事業本部

本部長 山岡 武史

2 委託内容

大阪市音楽団「吹奏楽フェスタ2010」入場券売りさばき

3 委託期間

平成22年2月15日から同年4月26日まで

(教育委員会事務局 大阪市音楽団)

(平22. 2. 15揭示済)



大阪市告示第148号の2

大阪市区役所附設会館条例の一部を改正する条例（平成21年大阪市条例第93号）中別表第1及び別表第3の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

平成22年2月18日

大阪市長 平松 邦夫

(市民局市民部地域振興担当)

(平22. 2. 18揭示済)



大阪市告示第148号の3

次の土地区画整理事業の施行に関して、書類の送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条第1項の規定に基づき適用される同法第35条規定による改正前の土地区画整理法（昭和29年法律119号。以下「法」という。）第133条第1項及び法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第75条第1項において準用する令第72条第2項の前段の規定により、次のとおり揭示がなされている旨を公告する。

平成22年2月18日

大阪市長 平松 邦夫

1 事業の名称及び施行者

神戸国際港都建設計画東灘山手地区土地区画整理事業

施行者 神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

2 揭示内容

次の表の左欄に掲げる者に対する同表の右欄に掲げる土地に係る法第103条第1項の規定による換地処分通知書

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏名	最後の住所	
大矢 和三	大阪市住之江区御崎6丁目2番17号	神戸市東灘区住吉町字小原田172番12番 宅地 63.07㎡

3 揭示場所

神戸市東灘区御影2丁目28番13号

御影北地域福祉センター掲示板

4 掲示期間

平成22年2月18日から同月28日まで

(都市整備局まちづくり事業部審査担当)

(平22. 2. 18掲示済)

~~~~~

**大阪市告示第161号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大阪都市計画地区計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の決定に係る土地の区域

(宗右衛門町地区地区計画)

大阪市中央区宗右衛門町及び心齋橋筋二丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)

~~~~~

大阪市告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画用途地域を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(長柄塚線沿道地区(北区))

大阪市北区国分寺一丁目、天満橋二丁目、天満橋三丁目、錦町及び樋之口町地内

(本庄西天満線沿道地区)

大阪市北区扇町二丁目、神山町、中崎一丁目及び万歳町地内

(西九条地区)

大阪市此花区西九条三丁目、西九条五丁目及び西九条六丁目地内

(桜島地区)

大阪市此花区桜島一丁目及び桜島三丁目地内

(都島阿倍野線沿道地区)

大阪市中央区森ノ宮中央一丁目及び玉造一丁目地内

(JR寺田町駅周辺地区)

大阪市天王寺区大道四丁目及び大道五丁目並びに阿倍野区天王寺町北二丁目地内

(阪急上新庄駅周辺地区)

大阪市東淀川区小松一丁目地内

(西淡路南方線沿道地区)

大阪市東淀川区西淡路四丁目地内

(地下鉄井高野駅周辺地区)

大阪市東淀川区北江口四丁目地内

(地下鉄瑞光四丁目駅周辺地区)

大阪市東淀川区小松四丁目、瑞光三丁目及び瑞光四丁目地内

(地下鉄関目成育駅周辺地区)

大阪市旭区高殿四丁目、高殿六丁目及び高殿七丁目並びに城東区成育四丁目、成育五丁目、関目三丁目及び関目五丁目地内

(地下鉄鳴野駅周辺地区)

大阪市城東区鳴野東一丁目から鳴野東三丁目まで及び鳴野西五丁目地内

(長柄塚線沿道地区(阿倍野区))

大阪市阿倍野区丸山通一丁目及び阿倍野元町地内

(地下鉄住之江公園駅周辺地区)

大阪市住之江区南加賀屋一丁目から南加賀屋三丁目まで、泉一丁目及び新北島一丁目地内

(出戸川辺線沿道地区)

大阪市平野区瓜破東八丁目、長吉長原西三丁目及び長吉長原西四丁目地内

(尼崎塚線沿道地区)

大阪市住之江区北加賀屋一丁目から北加賀屋三丁目まで及び西成区南津守四丁目から南津守六丁目まで地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)

大阪市告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画特別用途地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

- 1 都市計画の種類
特別用途地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
(中高層階住居専用地区(第1種))
大阪市平野区瓜破東八丁目、長吉長原西三丁目及び長吉長原西四丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階
大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)

大阪市告示第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画特別用途地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

- 1 都市計画の種類
特別用途地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
(工業保全地区)
大阪市西淀川区竹島二丁目、竹島四丁目、竹島五丁目及び御幣島六丁目地

内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)



大阪市告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画防火地域及び準防火地域を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(長柄堺線沿道地区(北区))

大阪市北区池田町、菅栄町、国分寺一丁目、天満橋二丁目、天満橋三丁目、錦町及び樋之口町地内

(本庄西天満線沿道地区)

大阪市北区扇町二丁目、神山町、中崎一丁目及び万歳町地内

(西九条地区)

大阪市此花区西九条三丁目から西九条六丁目まで地内

(桜島地区)

大阪市此花区桜島一丁目及び桜島三丁目地内

(西大阪延伸線地区)

大阪市此花区西九条一丁目及び西九条三丁目並びに西区九条三丁目、九条南四丁目及び安治川一丁目地内

(JR阪和線地区)

大阪市阿倍野区文の里四丁目、桃ヶ池町一丁目、桃ヶ池町二丁目、長池町、西田辺町一丁目及び西田辺町二丁目、住吉区长居一丁目から長居四丁目まで、長居東四丁目、我孫子二丁目、我孫子三丁目、我孫子五丁目、我孫子西一丁目、我孫子西二丁目、山之内元町、山之内一丁目及び山之内二丁目並びに東住吉区北田辺三丁目、北田辺五丁目、山坂二丁目、山坂五丁目及び長居公園地内

(地下鉄住之江公園駅周辺地区)

大阪市住之江区南加賀屋一丁目から南加賀屋三丁目まで、泉一丁目及び新北島一丁目地内

(大阪外環状線地区)

大阪市平野区平野北二丁目、平野市町二丁目、加美北五丁目、加美北八丁目、加美北九丁目、加美正覚寺三丁目、加美正覚寺四丁目、加美東一丁目、加美東四丁目、加美西一丁目、加美南一丁目及び加美南二丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)

大阪市告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画風致地区を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 都市計画の種類

風致地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(瓜破風致地区)

大阪市東住吉区住道矢田九丁目並びに平野区瓜破西三丁目、瓜破六丁目、瓜破七丁目、瓜破東四丁目から瓜破東八丁目まで、瓜破南一丁目、瓜破南二丁目、長吉長原西四丁目及び長吉川辺一丁目から長吉川辺四丁目まで地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)

大阪市告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大阪都市計画臨港地区を変更しようとするので、同

法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、その案を告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに大阪市に意見書を提出することができる。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(桜島地区)

大阪市此花区桜島一丁目及び桜島三丁目地内

(夢洲地区)

大阪市此花区夢洲東一丁目地内

(西島地区)

大阪市此花区西島五丁目地内

(島屋地区)

大阪市此花区島屋二丁目地内

(天保山地区)

大阪市港区築港三丁目及び海岸通一丁目地内

(浮島地区)

大阪市港区八幡屋三丁目及び港晴二丁目地内

(平林南・南港東地区)

大阪市住之江区平林南一丁目、平林南二丁目、南港東一丁目及び南港東三丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画担当

(計画調整局計画部都市計画担当)

大阪市告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成20年4月17日大阪市指令計（規）第1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市旭区生江2丁目248番18の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府守口市竜田通2丁目4番8号

日邦建設株式会社

代表取締役 中田 忠福

4 設置された公共施設

公共施設の 種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延 長			
道 路	4.000m	21.730m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
下水道	D=150mm	16.57m	大阪市	—	集水ます I型インバー ト付 7ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の 種類	概 要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延 長			
下水道	D=150mm	5.150m	大阪市	—	集水ます I型2ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができます。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第169号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和についての認定を取り消したので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

・認定取消年月日及び番号

平成22年2月16日 第622号

・認定区域の名称

大阪府営出来島高層住宅

・認定の取消しを行った区域の位置

大阪市西淀川区出来島1丁目602番1ほか2筆

(計画調整局建築指導部建築企画担当)

大阪市告示第170号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、医師を指定したので、同法施行細則準則（平成5年社援更112号）第6条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当しようとする医療の種類 ⑤指定年月日

①竹田 清子 ②たけだ眼科 ③東淀川区北江口4丁目6番15号 ④視覚障害
⑤平成21年10月1日

①佐原 亘 ②大阪厚生年金病院 ③福島区福島4丁目2番78号 ④肢体不自由
⑤平成21年11月1日

①渡部 貴士 ②玉田整形外科 ③東住吉区湯里6丁目14番14号 ④肢体不自由
⑤平成21年11月1日

①早石 泰久 ②早石病院 ③天王寺区筆ヶ崎町2番75号 ④肢体不自由 ⑤
平成21年11月1日

①島田 幸造 ②大阪厚生年金病院 ③福島区福島4丁目2番78号 ④肢体不自由
⑤平成21年11月1日

①古瀬 洋一 ②サトウ病院 ③城東区東中浜1丁目2番23号 ④肢体不自由
⑤平成21年11月1日

①池淵 充彦 ②大阪社会医療センター附属病院 ③西成区萩之茶屋1丁目3番44号
④肢体不自由 ⑤平成21年11月1日

①宗本 由美 ②ザ・北浜タワー耳鼻咽喉科皮膚科クリニック ③中央区高麗橋1丁目7番3号
The Kitahama Plaza 3F ④聴覚障害 ⑤平成21年11月1日

①馬場 昭夫 ②馬場耳鼻咽喉科・麻酔科 ③東淀川区菅原6丁目20番7号
④聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成21年11月1日

①東野 正明 ②大阪医療センター ③中央区法円坂2丁目1番14号 ④聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害
⑤平成22年1月1日

①岡部 宇彦 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7号
④聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成22年1月1日

①山本 圭介 ②大阪回生病院 ③淀川区宮原1丁目6番10号 ④聴覚・平衡機能障害
⑤平成22年1月1日

①辻野 精一 ②大阪府立急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3丁目1番56号
④平衡・音声・言語・そしゃく機能障害 ⑤平成22年1月1日

①難波 行臣 ②桜橋医誠会クリニック ③北区梅田1丁目3番1-1100号
④じん臓機能障害 ⑤平成21年9月1日

①上川 禎則 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2丁目13番22号
④じん臓機能障害 ⑤平成22年1月1日

①上川 禎則 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2丁目13番22

- 号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①道上 慎也 ②今里胃腸病院 ③生野区巽南3丁目19番3号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①竹村 哲 ②今里胃腸病院 ③生野区巽南3丁目19番3号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①澤田 康史 ②生駒内科・消化器内科クリニック ③北区堂島2丁目4番27号 新藤田ビルB1F ④小腸機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①藤原 有史 ②大阪市立十三市民病院 ③淀川区野中北2丁目12番27号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①藤原 有史 ②大阪市立十三市民病院 ③淀川区野中北2丁目12番27号 ④小腸機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①西田 俊朗 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10番31号 ④小腸機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①西田 俊朗 ②大阪警察病院 ③天王寺区北山町10番31号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①矢木 泰弘 ②東大阪病院 ③城東区中央1丁目7番22号 ④呼吸器機能障害 ⑤平成22年1月1日
- ①白石 訓 ②大阪市立北市民病院 ③此花区西九条5丁目4番8号 ④呼吸器機能障害 ⑤平成21年11月1日
- ①佐々木 義明 ②大阪厚生年金病院 ③福島区福島4丁目2番78号 ④呼吸器機能障害 ⑤平成21年11月1日
- ①有本 裕一 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2丁目13番22号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成21年10月1日
- ①久米田 靖郎 ②南大阪病院 ③住之江区東加賀屋1丁目18番18号 ④じん臓機能障害 ⑤平成21年10月1日
- ①土生 悦子 ②はぶ眼科 ③西淀川区千舟2丁目15番28号 ④視覚障害 ⑤平成21年10月1日
- ①廣島 和夫 ②南大阪療育園 ③東住吉区山坂5丁目11番21号 ④肢体不自由 ⑤平成21年11月1日
- ①奥野 仙二 ②白鷺診療所 ③東住吉区杭全7丁目10番19号 ④じん臓機能障害 ⑤平成21年12月1日
- ①武蔵 国弘 ②むさしドリーム眼科 ③天王寺区筆ヶ崎町5番52 ウェルライフ上本町クリニックプラザ203号 ④視覚障害 ⑤平成22年2月1日
- ①北村 彰英 ②北村診療所 ③大正区泉尾3丁目3番22号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年2月1日
- ①古林 敬一 ②そねざき古林診療所 ③北区曾根崎2丁目5番24号 ④肢体不自由 ⑤平成22年2月1日

(心身障害者リハビリテーションセンター 相談担当)

大阪告示第171号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居球技場 南北練習室	平成22年3月1日（月）	午前9時から午後5時まで
	平成22年3月8日（月）	
	平成22年3月15日（月）	
	平成22年3月23日（火）	
	平成22年3月29日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場 （トレーニング場及び長距離走路を除く。）	平成22年3月13日（土） から同月14日（日）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成22年3月27日（土） から同月28日（日）	
長居第2陸上競技場	平成22年3月20日（土） から同月21日（日）	午前8時から午後9時まで
長居球技場	平成22年3月7日（日）	午前7時から午後9時まで
	平成22年3月12日（金） から同月14日（日）	
	平成22年3月20日（土） から同月22日（月）	
長居球技場 南北練習室	平成22年3月7日（日）	
長居相撲場	平成22年3月13日（土） から同月14日（日）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成22年3月27日（土） から同月28日（日）	
長居庭球場	平成22年3月1日（月） から同月5日（金）	午前9時から午後10時まで
	平成22年3月6日（土） から同月7日（日）	午前9時から午後9時まで
	平成22年3月8日（月） から同月12日（金）	午前9時から午後10時まで
	平成22年3月13日（土） から同月14日（日）	午前9時から午後9時まで
	平成22年3月15日（月） から同月19日（金）	午前9時から午後10時まで
	平成22年3月20日（土） から同月21日（日）	午前9時から午後9時まで
	平成22年3月22日（月） から同月26日（金）	午前9時から午後10時まで
	平成22年3月27日（土） から同月28日（日）	午前9時から午後9時まで
	平成22年3月29日（月） から同月31日（水）	午前9時から午後10時まで

長居陸上競技場 トレーニング場	平成22年3月2日(火) から同月6日(土)	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年3月7日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成22年3月9日(火) から同月13日(土)	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年3月14日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成22年3月16日(火) から同月20日(土)	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年3月21日(日) から同月22日(月)	午前9時から午後6時まで
	平成22年3月24日(水) から同月27日(土)	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年3月28日(日)	午前9時から午後6時まで
	平成22年3月30日(火) から同月31日(水)	午前9時から午後9時30分まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第172号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成22年3月1日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成22年3月8日(月)	
	平成22年3月15日(月)	
	平成22年3月23日(火)	
	平成22年3月29日(月)	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成22年3月1日(月) から同月31日(水)	午前9時から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第173号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第

2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成22年3月1日(月)	午前9時から午後9時まで
	平成22年3月8日(月)	
	平成22年3月15日(月)	
	平成22年3月23日(火)	
	平成22年3月29日(月)	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第174号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定より読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第4条第2項により読み替えられた第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成22年3月20日(土)	午前8時から午後9時まで
	平成22年3月21日(日)	午前7時から午後9時まで
	平成22年3月22日(月)	午前8時から午後9時まで
	平成22年3月27日(土)	
大阪市中央体育館 第2体育場	平成22年3月20日(土)	午前7時から午後9時まで
	平成22年3月21日(日)	
大阪市中央体育館 柔道場	平成22年3月7日(日)	午前8時から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第175号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成22年3月15日(月)	午前9時から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第176号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成22年3月1日(月)	午後0時30分から午後5時20分 まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	平成22年3月8日(月)	
	平成22年3月15日(月)	
	平成22年3月29日(月)	
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室		午後1時から午後5時20分まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第177号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 生野スポーツセンター 第1体育場	平成22年3月1日(月)	午後1時30分から午後4時20分 まで
	平成22年3月8日(月)	
	平成22年3月15日(月)	
	平成22年3月29日(月)	

大阪市立 生野スポーツセンター 第2体育場	平成22年3月1日(月)	午前10時30分から午前11時30分 まで
	平成22年3月8日(月)	
	平成22年3月15日(月)	
	平成22年3月29日(月)	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第178号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場	平成22年3月1日(月)	午後3時30分から午後9時まで
	平成22年3月8日(月)	
	平成22年3月15日(月)	
	平成22年3月23日(火)	
	平成22年3月29日(月)	
大阪市立 旭スポーツセンター 第2体育場	平成22年3月23日(火)	午後5時30分から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第179号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場 第2体育場	平成22年3月23日(火)	午後0時45分から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第180号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 住之江スポーツセンター 第1体育場	平成22年3月23日（火）	午前10時から午後0時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第181号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	平成22年3月1日（月） 平成22年3月8日（月）	午前9時から午後1時まで及び 午後4時から午後9時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場	平成22年3月15日（月）	午前9時から午後3時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第182号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示し、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場について承認したの

で、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日
大阪市立住吉スポーツセンター 第1体育場 第2体育場 多目的室	平成22年3月9日（火）から同月12日（金）まで
大阪市立住吉屋内プール 水泳場	平成22年3月9日（火）から同月14日（日）まで
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成22年3月9日（火）から同月12日（金）まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第183号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第5条第2項により読み替えられた第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成22年3月6日（土）	午前9時から午後7時まで
	平成22年3月13日（土）	
	平成22年3月20日（土）	
	平成22年3月27日（土）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第184号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場 (25メートルプール) トレーニング場 体育場	平成22年3月1日(月)から 同月30日(火)まで	午前9時から午後10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場 (25メートルプール) トレーニング場	平成22年3月1日(月)から 同月31日(水)まで	
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日は除く。		

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第185号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 中央屋内プール	平成22年3月30日(火)から 同年4月3日(土)	午前8時30分から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第186号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成22年3月1日(月)	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から午後10時30分まで
	平成22年3月8日(月)	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月15日(月)	午前6時15分から午前8時15分まで及び 午前10時から翌日午前0時45分まで
	平成22年3月23日(火)	午前6時45分から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月29日(月)	午前6時30分から午後9時15分まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成22年3月2日(火)	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月3日(水)	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から午後10時30分まで
	平成22年3月4日(木)	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から午後11時まで
	平成22年3月5日(金)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月6日(土)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月7日(日)	午前6時30分から午後10時30分まで
	平成22年3月9日(火)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月10日(水)	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月11日(木)	午前6時15分から午前7時45分まで及び 午前10時から午後11時まで
	平成22年3月12日(金)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月13日(土)	午前6時30分から翌日午前0時まで
	平成22年3月14日(日)	午前6時30分から午後10時15分まで
	平成22年3月16日(火)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月17日(水)	午前6時15分から午前8時15分まで及び 午前10時から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月18日(木)	午前6時15分から午前8時15分まで及び 午前10時から午後11時まで
	平成22年3月19日(金)	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月20日(土)	午前6時30分から午後11時まで
	平成22年3月21日(日)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
	平成22年3月22日(月)	午前6時45分から午後11時まで
	平成22年3月24日(水)	午前6時45分から午後10時30分まで
	平成22年3月25日(木)	午前6時30分から午後9時30分まで
平成22年3月26日(金)	午前6時30分から翌日午前2時まで	
平成22年3月27日(土)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで	
平成22年3月28日(日)	午前6時30分から午後10時30分まで	
平成22年3月30日(火)	午前6時30分から翌日午前0時15分まで	
平成22年3月31日(水)	午前6時30分から午後9時15分まで	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第187号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

1 臨時休場

施設名	月 日
大阪市立 東淀川屋内プール 水泳場	平成22年3月2日（火）から同月7日（日）まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東淀川屋内プール 水泳場	平成22年3月25日（木） から同月28日（日）	午前8時30分から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第188号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場	平成22年3月23日（火）	午前9時から午後0時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第189号

大阪市立大阪プールについて、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール アイススケート場	平成22年3月2日（火） から同月5日（金）	午前9時から午後10時15分まで
	平成22年3月9日（火） から同月10日（水）	
	平成22年3月12日（金）	
	平成22年3月17日（水）	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年3月19日（金）	午前9時から午後10時15分まで
	平成22年3月24日（水）	午前9時から午後9時30分まで
	平成22年3月25日（木） から同月27日（土）	午前7時から午後10時30分まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第190号

長居植物園について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

開園時間	
1 平成22年3月1日（月）から 同月31日（水）まで （休園日を除く。）	午前9時30分から午後5時まで

（ゆとりとみどり振興局緑化推進部 南部方面公園事務所）

大阪市告示191号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定により環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出を、また、条例第25条第2項の規定により事後調査計画書の提出を受けたが、その概要は次の1のとおりである。

条例第22条第1項の規定による評価書の写し及び条例第25条第3項の規定による事後調査計画書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 評価書及び事後調査計画書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役 三ツ村 正規	東京都千代田区外神田4丁目14番1号
大阪駅北地区開発特定目的会社	取締役 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町1丁目11番地 さくら総合事務所内
積水ハウス株式会社	代表取締役 阿部 俊則	大阪市北区大淀中1丁目1番88号
ノースアセット特定目的会社	取締役 新田 浩二郎	東京都港区港南2丁目15番2号
阪急電鉄株式会社	代表取締役 角 和夫	大阪府池田市栄町1番1号
メックデベロップメント有限公司	取締役 飯森 賢二	東京都千代田区丸の内2丁目2番3号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

ア 名称

大阪駅北地区先行開発区域A地区開発事業

イ 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

ウ 規模

延べ面積 約189,300m²、建築物の高さ 約180m

(3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市北区大深町地内

(4) 関係地域

大阪市北区

(5) 提出年月日

平成22年2月12日

2 評価書及び事後調査計画書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

ア 評価書の写し

(ア) 大阪市環境局環境保全部

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 WTCコスモタワー36階

(イ) 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

大阪市鶴見区緑地公園2番135号

(ウ) 三菱地所株式会社大阪支店

大阪市北区天満橋1丁目8番30号 OAPタワー33階

(エ) 大阪市環境局総務部総務担当

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

(オ) 大阪市北区役所総務担当

大阪市北区扇町2丁目1番27号 大阪市北区役所4階

イ 事後調査計画書の写し

(ア) 大阪市環境局環境保全部

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 WTCコスモタワー36階

(イ) 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

大阪市鶴見区緑地公園2番135号

(2) 縦覧期間

平成22年2月26日（金）から同年3月25日（木）まで

(3) 縦覧時間

各所とも日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで
ただし、大阪市立環境学習センターは、月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）を除く午前10時から午後8時30分まで（日曜日、土曜日、祝日の場合は午後5時まで）

三菱地所株式会社大阪支店は、日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時30分まで

（環境局環境保全部環境管理担当）



大阪市告示192号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第21条第2項の規定により環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出を、また、条例第25条第2項の規定により事後調査計画書の提出を受けたが、その概要は次の1のとおりである。

条例第22条第1項の規定による評価書の写し及び条例第25条第3項の規定による事後調査計画書の写しの縦覧については次の2のとおりとする。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

1 評価書及び事後調査計画書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役 三ツ村 正規	東京都千代田区外神田4丁目14番1号
大阪駅北地区開発特定目的会社	取締役 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町1丁目11番地 さくら総合事務所内
積水ハウス株式会社	代表取締役 阿部 俊則	大阪市北区大淀中1丁目1番88号
ナレッジ・キャピタル開発特定目的会社	取締役 安藤 隆夫	東京都千代田区神田神保町1丁目11番地 さくら総合事務所内
ノースアセット特定目的会社	取締役 新田 浩二郎	東京都港区港南2丁目15番2号
阪急電鉄株式会社	代表取締役 角 和夫	大阪府池田市栄町1番1号
三菱地所株式会社	取締役社長 木村 恵司	東京都千代田区大手町1丁目6番1号
メックデベロップメント有限公司	取締役 飯森 賢二	東京都千代田区丸の内2丁目2番3号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

ア 名称

大阪駅北地区先行開発区域B地区開発事業

イ 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

ウ 規模

延べ面積 約295,300m²

建築物の高さ 南高層棟 約180m、北高層棟 約160m

(3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市北区大深町地内

(4) 関係地域

大阪市北区

(5) 提出年月日

平成22年2月12日

2 評価書及び事後調査計画書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

ア 評価書の写し

- (ア) 大阪市環境局環境保全部
大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 WTCコスモタワー36階
- (イ) 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）
大阪市鶴見区緑地公園2番135号
- (ウ) 三菱地所株式会社大阪支店
大阪市北区天満橋1丁目8番30号 OAPタワー33階
- (エ) 大阪市環境局総務部総務担当
大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシナス13階
- (オ) 大阪市北区役所総務担当
大阪市北区扇町2丁目1番27号 大阪市北区役所4階

イ 事後調査計画書の写し

- (ア) 大阪市環境局環境保全部
大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 WTCコスモタワー36階
- (イ) 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）
大阪市鶴見区緑地公園2番135号

(2) 縦覧期間

平成22年2月26日（金）から同年3月25日（木）まで

(3) 縦覧時間

各所とも日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

ただし、大阪市立環境学習センターは、月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）を除く午前10時から午後8時30分まで（日曜日、土曜日、祝日の場合は午後5時まで）

三菱地所株式会社大阪支店は、日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時30分まで

（環境局環境保全部環境管理担当）

~~~~~

### 大阪市告示第193号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第2号の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

| 委 託 事 務       | 受 託 者                             | 委 託 期 間                      |
|---------------|-----------------------------------|------------------------------|
| 粗大ごみ処理手数料収納事務 | 株式会社 光洋<br>マックスバリュ太子橋店<br>店長 山本 翁 | 平成22年2月26日から<br>平成27年3月31日まで |

（環境局事業部事業改革担当）

~~~~~

大阪市告示第194号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が、車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 路線及び指定する道路の区間

道路種別	路線名	起点	終点
府道	大阪和泉南線	北区東天満1丁目先	中央区谷町4丁目先
府道	大阪和泉南線複線2	北区天満2丁目先	中央区谷町1丁目先

2 指定する期日

平成22年4月1日

(建設局管理部路政担当)

~~~~~

### 大阪市告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成22年3月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種類                | 場所          |
|-----|-------------------|-------------|
| 1   | 自動二輪車<br>(スズキ 銀色) | 西区西本町2丁目6番先 |
| 2   | 自動二輪車<br>(ホンダ 赤色) | 西区西本町2丁目6番先 |

(建設局管理部路上違反物件担当)

~~~~~

大阪市告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成22年3月12日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所
市道住吉区第921号線	西成区山王1丁目11番先
	西成区山王1丁目13番先から 同区同1丁目12番先まで
市道西成区第2408号線	西成区山王1丁目13番先から 同区同3丁目12番先まで
	西成区山王1丁目12番先から 同区同3丁目11番先まで
市道西成区第2560号線	西成区山王3丁目12番先から 同区同3丁目6番先まで
	西成区山王3丁目11番先から 同区同3丁目5番先まで

（建設局管理部路上違反物件担当）

大阪市告示第197号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

次の河川区域内にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、河川法施行令第16条の4第1項の規定に違反するので、平成22年3月12日までに除去されたい。

その日までに除去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

河 川 名	場 所
一級河川 城北川	都島区友洲町1丁目3番地先

（建設局下水道河川部河川担当）

大阪市告示第198号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり休業日の変更及び臨時休業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

施設名	変更内容
舞洲運動広場	平成22年3月1日を開場日とする。
舞洲体育館	平成22年3月9日を開館日とする。
舞洲野球場	平成22年3月15日を休場日とする。
	平成22年3月23日を開場日とする。
	平成22年3月24日を休場日とする。
	平成22年3月30日を開場日とする。

(港湾局経営管理部経営企画担当)

大阪市告示第199号

大阪市港湾環境整備負担金条例（昭和55年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する負担対象工事を、同条第2項の規定に基づき、次のとおり指定する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 工事の種類

- (1) 条例第2条第1項第1号に規定する工事
- (2) 条例第2条第1項第2号に規定する工事
- (3) 条例第2条第1項第5号に規定する工事

2 工事の名称

- (1) 前項第1号に掲げる工事
臨港緑地の建設工事
- (2) 前項第2号に掲げる工事
ア 臨港緑地の維持工事
イ 臨港緑地の維持工事（舞洲緑地）
- (3) 前項第3号に掲げる工事
ア 公害汚泥排除工事
イ 港内清掃及び沈廃船処理工事

3 工事の実施された場所

- (1) 前項第1号に掲げる工事
大阪市港区、大正区
- (2) 前項第2号アに掲げる工事

大阪市此花区、港区、大正区及び住之江区

- (3) 前項第2号イに掲げる工事
大阪市此花区（舞洲）
- (4) 前項第3号に掲げる工事
大阪港港湾区域内
- 4 工事の完了した日
平成21年3月31日
- 5 工事に要した費用
 - (1) 第2項第1号に掲げる工事
61,000千円
 - (2) 第2項第2号アに掲げる工事
164,816千円
 - (3) 第2項第2号イに掲げる工事
148,674千円
 - (4) 第2項第3号アに掲げる工事
128,000千円
 - (5) 第2項第3号イに掲げる工事
69,581千円
- 6 負担区域
 - (1) 第2項第1号及び第2号に掲げる工事
条例第5条第1項第1号に規定する区域
 - (2) 第2項第3号に掲げる工事
条例第5条第1項第2号に規定する区域
- 7 工事に要した費用に対する負担の割合
 - (1) 第2項第1号に掲げる工事
32分の1
 - (2) 第2項第2号アに掲げる工事
2分の1
 - (3) 第2項第2号イに掲げる工事
16分の1
 - (4) 第2項第3号アに掲げる工事
32分の1
 - (5) 第2項第3号イに掲げる工事
2分の1
- 8 工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場若しくは事業場の敷地面積の合計又はその面積の合計に負担区域内における工場若しくは事業場の設置予定区域として市長が定める区域の面積を加算した面積
 - (1) 第2項第1号に掲げる工事
17,630千平方メートル
 - (2) 第2項第2号に掲げる工事

15,417千平方メートル

(3) 第2項第3号に掲げる工事

16,753千平方メートル

(港湾局計画整備部環境整備担当)

大阪市告示第200号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

金融機関名	店舗名	所在地	指定日
株式会社 関西アーバン銀行	大阪支店	〒541-0042 大阪府中央区今橋 3丁目2番20号	平成22年 3月1日

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第201号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

金融機関名	店舗名	所在地	取消日	継承店
株式会社 びわこ銀行	大阪支店	〒541-0042 大阪府中央区今橋 3丁目2番20号	平成22年 3月1日	株式会社 関西アーバン銀行 大阪支店

(会計室会計管理担当)

大阪市(消)告示第10号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行っ

たので、同法第17条の4第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月17日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 防火対象物の所在地 大阪市浪速区恵美須東2丁目5番9号
- 2 防火対象物の名称 マンションタワーサイド
- 3 命令を受けた者の氏名 板倉 健
- 4 命 令 事 項 平成22年3月12日までに、自動火災報知設備の受信機の故障を改修すること
- 5 命 令 年 月 日 平成22年2月12日

(消防局予防部予防担当)

(平22. 2. 17揭示済)

大阪市(消)告示第11号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同法第17条の4第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月17日

大阪市消防長 岡 武 男

- 1 防火対象物の所在地 大阪市淀川区西中島3丁目21番9号
- 2 防火対象物の名称 ジャパンエステートビル
- 3 命令を受けた者の氏名 マサイ株式会社
代表取締役 正井 良英
- 4 命 令 事 項 (1) 平成22年4月12日までに、自動火災報知設備を設置すること（消防法施行令第21条第1項第3号）
(2) 平成22年4月12日までに、地下1階階段出口に避難口誘導灯を設置すること（消防法施行令第26条第1項第1号）
- 5 命 令 年 月 日 平成22年2月12日

(消防局予防部予防担当)

(平22. 2. 17揭示済)

大阪市水道局告示第11号

次の金融機関について、大阪市水道局収納取扱金融機関の指定取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規

定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市水道局長 白 井 大 造

金融機関名	店 舗 名	所 在 地	廃止年月日
廃止店	びわこ銀行	大阪支店	平成22年 3月1日
引継店	関西アーバン銀行	大阪支店	

(水道局総務部経理担当)

大阪市水道局告示第12号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定をしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市水道局長 白 井 大 造

金融機関名	店舗名	所 在 地	指定開始日
関西アーバン銀行	大阪支店	大阪市中央区今橋3丁目2番20号	平成22年 3月1日

(水道局総務部経理担当)

大阪市水道局告示第13号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成22年2月26日

大阪市水道局長 白 井 大 造

名 称	所 在 地	指 定 日
Ｏ・Ｍ・サポート	平野区平野宮町1丁目5番5-183号	平成22年 2月10日
株式会社アトム	大阪府堺市堺区南花田口町1丁目1番12号	

(水道局工務部給水担当)

大阪市教育委員会告示第3号

大阪市立中央図書館は、大阪市立図書館規則（昭和36年大阪市教育委員会規則第12号）第2条第1項第4号の規定に基づき、平成22年4月13日（火）から同月22日（木）まで図書館の特別整理のため臨時休館する。

平成22年2月26日

大 阪 市 教 育 委 員 会
委員長 池 田 知 隆
(教育委員会事務局 中央図書館)



大阪市教育委員会告示第4号

大阪市立美術館は、大阪市立美術館規則（昭和26年大阪市教育委員会規則第3号）第2条本文の規定に基づき、市民の利用に供するため平成22年3月23日（火）を臨時開館する。

平成22年2月26日

大 阪 市 教 育 委 員 会
委員長 池 田 知 隆
(ゆとりみどり振興局文化部博物館群運営企画担当)

公 告

大阪市公安局第35号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

環境局総務部総務担当 電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

(1) 売払物品及び予定数量

① ガラス屑（無色）310トン（1ヵ月あたり約25.8トン）

② ガラス屑（茶色）220トン（1ヵ月あたり約18.3トン）

(2) 売払物品の特質等

入札説明書による。

(3) 引取期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(4) 引取場所

鶴見リサイクル選別センター

大阪市鶴見区焼野2丁目11番5号

(5) 引取方法

売払仕様書による。

(6) 入札方法

予定数量に1トンあたりの単価を乗じた概算総額により行う。

(7) 下見日時

平成22年3月16日（火）午前10時から午前11時まで

3 入札参加に要する書類

(1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者
で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）

(2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成20・21年度物品
売払入札参加承認証の写し

※平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム
（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約
に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品
売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場
所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ

(2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から平成22年3月15日（月）午後5時30分まで上記1及び環
境局ホームページにおいて無償により交付する。

(3) 入札参加申出書の受付期間

本公告の日から平成22年3月15日（月）午後5時30分まで

5 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成22年3月17日（水） 午前11時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望するものは、平成22年3月15日（月）までに証明書等の提出をしなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

8 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項の規定に該当する入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

9 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約の締結は、平成22年度予算が発効したときとする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(環境局総務部総務担当)


大阪市公告第36号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松 邦夫

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

環境局総務部総務担当 電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

(1) 売払物品及び予定数量

① 金属屑（アルミ） 39トン（1ヵ月あたり約3.3トン）

- ② 金属屑（スチール） 191トン（1ヵ月あたり約15.9トン）
- ③ 金属屑（その他） 4トン（1ヵ月あたり約0.3トン）
- (2) 売払物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 引取期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 引取場所
鶴見リサイクル選別センター
大阪市鶴見区焼野2丁目11番5号
- (5) 引取方法
売払仕様書による。
- (6) 入札方法
予定数量に1トンあたりの単価を乗じた概算総額により行う。
- (7) 下見日時
平成22年3月16日（火）午前10時から午前11時まで
- 3 入札参加に要する書類
 - (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）
 - (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成20・21年度物品売払入札参加承認証の写し
※平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること
- 4 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ
 - (2) 入札説明書等の交付方法
本公告の日から平成22年3月15日（月）午後5時30分まで上記1及び環境局ホームページにおいて無償により交付する。
 - (3) 入札参加申出書の受付期間
本公告の日から平成22年3月15日（月）午後5時30分まで
- 5 入札執行の日時及び場所
 - (1) 入札執行の日時
平成22年3月17日（水） 午前10時
 - (2) 入札執行の場所
あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室
- 6 入札保証金等
 - (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること
契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望するものは、平成22年3月15日（月）までに証明書等の提出をしなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

8 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項の規定に該当する入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

9 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約の締結は、平成22年度予算が発効したときとする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(環境局総務部総務担当)

大阪市公告第37号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号
あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務担当 電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

(1) 売払物品及び予定数量

売払物品名	予定数量
① 舞洲工場回収金属	・鉄 263トン ・アルミ 6トン
② 大正工場破碎施設回収金属	・鉄 603トン

(2) 引取期間

平成22年4月1日から同年7月31日まで

(3) 引取場所

① 舞洲工場

大阪市此花区北港白津1丁目2番48号

② 大正工場破碎施設

大阪市大正区南恩加島1丁目11番24号

(4) 引取方法

売払仕様書による。

(5) 入札方法

予定数量に単価を乗じた概算総額により行う。

(6) 下見場所及び下見日時

下見場所	下見日時
① 舞洲工場	平成22年3月16日(火) 午後1時30分集合
② 大正工場破碎施設	平成22年3月16日(火) 午後3時30分集合

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (3) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部物品等契約担当に対し、売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること
- (4) 引取場所での売払物品の保管能力を超えない範囲で余裕をもった引取ができること

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書(本市交付)
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成20・21年度物品売払入札参加承認証の写し

※平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム

(<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>)の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

5 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関するお問い合わせ先 上記1に同じ

(2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から平成22年3月15日(月)午後5時30分まで上記1及び大阪市ホームページにて無償により交付する。

(3) 入札参加申出書の受付期間

本公告の日から平成22年3月15日(月)午後5時30分まで

6 入札執行の日時及び場所

(1) 入札執行の日時

平成22年3月17日(水) 午前10時

(2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位のことを落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望するものは、平成22年3月15日(月)までに証明書等の提出をしなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

9 入札の無効

(1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項の規定に該当する入札

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 契約締結までに落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の引取期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(環境局総務部総務担当)



大阪市公告第38号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務担当 電話 06-6630-3127

2 入札の性格

本件入札は、3に掲げる物件について、4に掲げる期間により、条件を付した契約で一時使用賃貸借するものである。

3 入札に付する物件

土地

所在地（住居表示）	貸付地積 (m ²)	指定用途	予定価格 (賃貸借料月額)
大阪市西成区岸里東2丁目5番	718.04	平面利用	215,412円
大阪市大正区南恩加島1丁目13番	1157.02	平面利用	289,255円

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額は含まれない。

4 一時賃貸借の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

5 入札参加者の資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であること

6 入札実施要領の交付場所等

(1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 前記1に同じ

(2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から平成22年3月12日（金）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

前記1において無償で交付する。

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成22年2月26日（金）から同年3月12日（金）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 入札執行の日時及び場所

平成22年3月18日（木） 午後2時

午後1時15分から受付を行う。

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階

大阪市環境局入札室

8 入札保証金

入札書に記入する価格（月額賃貸借料・税抜き）の3ヶ月分以上

※入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

9 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（環境局総務部総務担当）

~~~~~

### 大阪市公安局第39号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平松邦夫

## 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪ワールドトレードセンタービル34階

大阪市建設局総務部経理担当（調達） 電話06-6615-7194

## 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品                | 数量 |
|------|---------------------|----|
| ①    | 大宮外1自転車保管所古自転車等-23  | 2山 |
| ②    | 南港東外4自転車保管所古自転車等-23 | 5山 |

## 3 下見日時及び保管場所

|   | 下見日時         |                   | 保管場所      | 所在地             |
|---|--------------|-------------------|-----------|-----------------|
| ① | 3月17日<br>(水) | 午前10時から<br>午後5時まで | 大宮保管所     | 旭区大宮1丁目1番32号    |
|   |              |                   | 巽西保管所     | 生野区巽西2丁目8番付近    |
| ② | 3月17日<br>(水) | 午前10時から<br>午後5時まで | 南港東保管所    | 住之江区南港東2丁目4番付近  |
|   |              |                   | 西島保管所     | 西淀川区西島1丁目2番付近   |
|   |              |                   | 南港保管所     | 住之江区南港東5丁目3番41号 |
|   |              |                   | 新木津川大橋保管所 | 住之江区柴谷1丁目2番付近   |
|   |              |                   | 北港保管所     | 此花区北港2丁目1番付近    |

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部放置自転車対策担当 電話 06-6615-6668

F A X 06-6615-6576

## 4 入札参加資格

## (1) 平成20・21年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成22年3月16日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

\*平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>）の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

## (2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

## 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成22年3月16日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

## 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成22年3月16日（火）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所 上記1に同じ

#### 9 入札保証金 免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

大阪ワールドトレードセンタービル34階 大阪市建設局入札室

#### 12 入札執行日時

① 平成22年3月18日（木） 午前10時

② 平成22年3月18日（木） 午前10時30分

#### 13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

#### 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

#### 15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

#### 17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基

づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(建設局総務部経理担当)

## 大阪市公告第40号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成22年2月26日

大阪市長 平 松 邦 夫

### 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号  
大阪ワールドトレードセンタービル34階  
大阪市建設局総務部経理担当(調達) 電話06-6615-7194

### 2 入札に付すべき事項

| 売払物品                | 数量 |
|---------------------|----|
| 西野田外6自転車保管所古自転車等-12 | 7山 |

### 3 下見日時及び保管場所

| 下見日時                                                                                | 保管場所                     | 所在地                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 3月31日<br>(水)<br><br>午前9時30分から<br>午後4時30分まで<br>(ただし、午前11<br>時30分から午後1<br>時30分までを除く。) | 西野田保管所                   | 此花区西九条5-3-9                   |
|                                                                                     | 下寺保管所(南部)                | 浪速区下寺3-6                      |
|                                                                                     | 南港第2保管所                  | 住之江区南港東2-4先<br>(阪神高速道路湾岸線高架下) |
|                                                                                     | 新木津川大橋<br>保管所            | 住之江区柴谷1-2番付近<br>(新木津川大橋高架下)   |
|                                                                                     | 新大阪北置き場                  | 淀川区宮原1丁目1番地                   |
|                                                                                     | 中島新橋(北面)                 | 西淀川区中島2-8                     |
|                                                                                     | 十三バイパス高架<br>下西入り口保管<br>所 | 北区中津7-9                       |

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること(ただし、本市の休日を除く。)

建設局管理部放置自転車対策担当 電話 06-6615-6668

F A X 06-6615-6576

### 4 入札参加資格

(1) 平成20・21年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成22年3月30日(火)までに

参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

\*平成20・21年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.jp/>)の目的別メニュー⑤入札・契約に関する情報を調べる→不用品売払入札のご案内→「平成20・21年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

\*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証(行商する)を受けていること

#### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成22年3月30日(火)午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成22年3月30日(火)午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

#### 8 契約条項を示す場所 上記1に同じ

#### 9 入札保証金 免除

#### 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

#### 11 入札執行場所

大阪ワールドトレードセンタービル34階 大阪市建設局入札室

#### 12 入札執行日時

平成22年4月1日(木) 午前10時

#### 13 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札する

こと

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4(1)の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

（建設局総務部経理担当）

---

大阪市公報第5274号（平成18年4月14日）正誤表

---

| ページ     | 欄 | 行  | 誤   | 正   |
|---------|---|----|-----|-----|
| 127     | 左 | 28 | 申請者 | 申請書 |
| (2分冊の1) |   |    |     |     |